

## 歯なまるスマイルプランⅡ（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）のパブリックコメントの結果について

### 1 3個人・団体（意見22件）

対応区分	対応内容	件数
A	ご意見を踏まえ素案に修正を加え反映させるもの	4件
B	素案に既に盛り込まれているものや素案の考え方や姿勢に合致し、今後、遂行の中で反映させていくもの	15件
C	今後検討していくもの	2件
D	反映が困難なもの	1件
E	その他	0件

### 【提出のあった意見の趣旨及び県の考え方】

番号	意見	対応区分	県の考え方
1	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
2	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
3	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
4	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
5	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
6	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
7	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。

番号	意見	対応区分	県の考え方
8	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
9	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
10	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
11	原案（素案）のまま問題ない	B	賛同いただいた原案（素案）を活かし、関係機関と連携し、引き続き歯科保健施策の推進を図ってまいります。
12	<p>たばこ対策</p> <p>※健康ながさき21（第2次）中間見直し版（素案）で一括して意見の提示</p> <p>健康ながさき21（第2次）中間見直し版（素案）</p> <p>長崎県がん対策推進計画（素案）</p> <p>歯なまるスマイルプラン2[長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画](素案)</p> <p>長崎県医療費適正化計画（第三期）素案</p> <p>に共通しますので、一括お送りします。</p> <p>健康づくりにおける特に受動喫煙対策の推進関係者の立場から、重複しますが、今少し具体的な意見・提案をお送りしますので、よろしくお願ひします。（本会には御地近隣の会員や本会がネット掲載している禁煙治療の保険適用施設にも適宜情報を提供し連携もしているところで、それらを取りまとめた形で利害関係者の立場でお送りするものです。）</p> <p>禁煙治療・禁煙外来に保険が使える御地の医療施設</p> <p><a href="http://www.kinen-map.jp/hoken/list.php?pref_id=42">http://www.kinen-map.jp/hoken/list.php?pref_id=42</a></p> <p>住民の健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、また子ども・妊産婦・アレルギーなど感受性の高い方を含めた非喫煙者を受動喫煙の危害から守るために、健康の基本として、この課題の重点施策をお願ひします。</p>	C	<p>※本計画の該当部分</p> <p>（7）喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになります。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、施策・啓発が重要です。</p> <p>（県の考え方）</p> <p>喫煙は、ご指摘のとおり歯周病が悪化し、歯が喪失するひとつの要素であり、成人期の歯科健診時や保健指導で喫煙者本人への歯周病や口腔がんのリスク指導について歯科専門家研修でも改めて周知してまいります。</p> <p>また、受動喫煙による歯科疾患等の影響など専門機関の意見も踏まえながら、県の受動喫煙対策と連動した取組の中で検討してまいります。</p>

番号	意見	対応区分	県の考え方
	<p>(1) 喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めるよう、よろしくお願ひします。</p> <p>参考：「新しいタバコ」に対する日本禁煙学会の見解  <a href="http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=119">http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=119</a></p> <p>(2) 今進められている国の「健康増進法の改正」を見越して、管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれるので、庁舎内（議会棟、出先を含め）、出先や関係機関等の「敷地内 or 屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をよろしくお願ひします。</p> <p>また貴管下職員の勤務中の禁煙実施もお願ひします。</p> <p>参考：<a href="http://notobacco.jp/pslaw/nishinohon171222.html">http://notobacco.jp/pslaw/nishinohon171222.html</a></p> <p>(3) タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校をなどの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等をよろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などよろしくお願ひします。</li> <li>・上記については、東京都子どもを受動喫煙から守る条例  <a href="http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html">http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html</a>  と同様の条例制定が望まれます。関係部局とも調整の上、提案をよろしくお願ひします。</li> </ul> <p>(4) 「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしくお願ひします。</p> <p>※特に飲食店について、法や条例による「禁煙」制定だけでなく、加熱式タバコも含め、全面禁煙の飲食店の登録・紹介サイトの事業も有効ですので、よろしくお願ひします。 参考：調布市受動喫煙ゼロの店登録事業 <a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1515994829356/index.html">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1515994829356/index.html</a></p> <p>(5) 路上禁煙について、市内全域への拡大、特に繁華街・アーケード商店街を優先に、またコンビニなどの店外灰皿の禁止も含め、徹</p>		

番号	意見	対応区分	県の考え方
	<p>底をよろしくお願ひします。</p> <p>(6) 禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であつたりで、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありましたが、中医協の改定で、2016年4月からは35歳未満の若い世代も適用になりましたので、この施策の重要性を進めていただきたいです。</p> <p>※御地の禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策での取り組み要請をよろしくお願ひします。</p> <p>(都道府県別一覧を以下に掲載しています <a href="http://notobacco.jp/hoken/sokei.htm">http://notobacco.jp/hoken/sokei.htm</a> )。</p> <p>※また敷地内禁煙となっていない御地の病院がある場合は、改善要請・支援をよろしくお願ひします。 <a href="http://notobacco.jp/hoken/kokuritutabyoin.htm">http://notobacco.jp/hoken/kokuritutabyoin.htm</a></p> <p>(7) 喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになります。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。これらも強調し、施策・啓発が重要です。</p> <p>(8) 医療費適正化の観点から、喫煙及び受動喫煙が諸疾患の原因となるのはもちろん、重症化の要因になっていることには既に多くのエビデンスがありますが、治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なくなく、重症化予防の妨げ、また医療費高の一因になっているところでは、</p> <p>禁煙指導にも関わらず吸い続ける場合は、せつかくの治療効果が減ずる or 無駄になるケースもあり、医療資源の浪費となるので、治療を打ち切り、強制退院とする医師や医療施設も現にあります。抜本的な対処・対策をよろしくお願ひします。</p>		

番号	意見	対応区分	県の考え方
13	P4「2、2期目の歯科保健計画の策定概要」 ○2期目の歯科保健計画の策定概要に関し、「子どものむし歯対策については未だ道半ばであり、さらなる充実を図り」という文言を入れてほしい。	B	フッ化物洗口等のむし歯予防対策が一定の進捗が図られておりますが、子どもの今後のむし歯予防については、策2期目の歯科保健計画において、現行計画に引き続き子どものむし歯予防対策の充実を図っていくこととしています。
14	P4、28「2、2期目の歯科保健計画の策定概要、3、成人期」 ○2期目の歯科保健計画において推進が遅れている歯周病対策として、成人期におけるより具体的な方針や施策を掲げるべきだと思います	B	ご意見の主旨は、P13「(2) 歯周病対策」やP28 展開方向「個人の社会環境にかかわらず、歯科健診や歯科保健指導が、適宜受けられる環境づくり(歯科保健施策)を推進します。」と方針を掲げております。
15	P6「長崎県歯科保健計画」 ○「健康日本21の2大目標である健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の文言を長崎県歯科保健計画の中に、具体的かつ明確に記載することはできないでしょうか。	A	ご意見の主旨は、今後の歯科保健の理念に通じるものであり、P6「4. 理念」に下記のとおり追記し、ご意見を反映させていただきます。 『本計画では、条例の定める基本理念に基づき、長崎県民の歯科疾患の発症を予防し、歯・口腔の健康の地域格差の縮小、ひいては健康日本21の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に寄与するため、社会全体で支えあう環境が整備されるよう本県の歯科保健施策の充実を図っていきます。』
16	P10、14「Ⅲ 長崎県の歯科保健の現状評価 1. 歯科疾患減少・口腔内の状態及び向上を図る行動に関する目標の評価、2、学童期 (2) 目標 ○活動目標」 ○P10、Ⅲ、1、歯科疾患減少・口腔内の状態及び向上を図る行動に関する目標の評価の中の 2、ウ 学齢期におけるフッ化物洗口実施者の割合の増加(小学校)があります。P24の学齢期における成果目標として、フッ化物洗口実施者の割合の増加の項目を再度設定していただきたいと思っている。	D	「フッ化物洗口実施者の割合」に係る目標設定については、策定段階において関係者間協議で同じ議論があり、学齢期におけるフッ化物洗口実施者の割合(小学校)は、平成28年度71.6%であり、平成29年度小学校のフッ化物洗口の実施率100%が見込まれること、フッ化物洗口実施校の実施者の割合は90.4%であることから、目標が達成されると予想され、学齢期において、フッ化物洗口によるむし歯予防を希望する全ての者が受けられるようになったことから、目標から除外することとしました。
17	P13「(2) 歯周病対策 ②歯周病予防対策の 特徴」 ○歯周病予防対策の特徴について「県民の生活の質の向上や、健康寿命の延伸にかかわる分野として」の後に「医科と歯科が連携して」という文言をぜひ入れてほしい。	A	歯周病と糖尿病など全身疾患との相互リスク管理など医科と歯科の連携が重要であることから、ご意見どおり「 <u>医科と歯科が連携して</u> 」を追記します。

番号	意見	対応区分	県の考え方
18	P13 「(2) 歯周病対策 ②歯周病予防対策の方針」 ○条例の6条で規定してある通り、事業所における歯科健診は重要であるが、施策の方針の中に述べられていない。事業所健診に対する方針を示すことはできないのでしょうか。	B	ご意見については、労働安全衛生法第66条（規則第44条）に定期健康診査の項目に歯科健診の項目がなく、事業所での歯科健診を位置づけることは困難ですが、成人期の歯科保健対策として、P28 展開方向においても方針を掲げ、県全体での事業所への取組について推進を働きかけてまいりたい。
19	P19 「1. 乳幼児期」 ○乳幼児期の施策についてむし歯のない者を80%以上とするためとあるが、目標値が85%と設定してあるので、統一したほうがわかりやすいのではないのでしょうか。	A	ご意見のとおり、目標値に統一した方がわかりやすいため、「3歳児のむし歯のない者の割合を85%以上」と修正します。(P49 目標一覧もあわせて修正)
20	P29 「(4) 計画：施策内容（方針・対応策・具体的な事業実施例）」 ○乳幼児のむし歯を減らすためにも妊産婦期対策を推進してほしい。例えば1.6歳児・3歳児健診と同様に施策を掲げることはできないのでしょうか。	B	妊産婦期の歯科保健対策は、全市町が同様の取組とはなっていませんが、妊婦歯科健診を実施している市町では、受診率は上昇傾向にあり、歯科への関心も高まっていると考えておりますので、そうした成果も示しつつ今後とも、実施市町の取組を県下市町に広げるように計画案P29に示すような取組を進めてまいります。
21	P29 「(4) 計画：施策内容（方針・対応策・具体的な事業実施例）」 ○成人期における施策の方針の中で、関係団体の中に【事業者（所）・保険者】を記載することはできないのでしょうか。	C	計画の取組内容は、まだ、事業者・保険者の具体的な取組を示すことは困難であり、まずは、今期の計画で行政や歯科医師などから啓発などで働きかける方針としており、今後、事業者や保険者の具体的な取り組みを検討してまいりたい。
22	P34 「長崎県の現状と課題」 ○長崎県の現状と課題の6項目、「県医師会が設置する地域歯科医療連携室」ではなく、「県歯科医師会が設置する」の誤りではないのでしょうか。	A	ご指摘どおり、「県歯科医師会が設置する」と修正します。